

## 資料 2

### 小・中学校における現状と主な取組（義務教育課）

#### 1 現状（指定都市を含む小学校493校180,905人、中学校261校92,015人）

##### (1) 年度別いじめの状況

		28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
認知件数	小学校	4,893	7,029	12,835	10,766	9,092	15,018
	中学校	2,654	3,052	3,722	3,295	2,617	4,899
	計	7,547	10,081	16,557	14,061	11,709	19,917

##### 学年別いじめの認知件数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R2年度	1,482	1,831	1,759	1,597	1,371	1,052	1,366	843	408
R3年度	2,573	3,150	2,835	2,634	2,224	1,602	2,467	1,725	707

##### (2) 指導後のいじめの状況

	小学校				中学校			
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
解消している	9,414	7,139	6,080	9,842	2,691	2,123	1,687	3,128
解消率	73.3%	66.3%	66.9%	65.5%	72.3%	64.4%	64.5%	63.8%
解消に向けて取組中	2,925	3,612	3,008	5,158	990	1,153	918	1,767
その他	496	15	4	18	41	19	12	4

##### (3) いじめの態様（複数回答可）

区 分	小学校		中学校	
	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度
冷やかし、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	5,023	7,556	1,728	2,914
仲間はずれ、集団による無視をされる	1,078	1,463	264	417
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる 等	2,465	4,154	343	735
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる 等	406	1,194	107	341
金品をたかられる	46	97	32	21
持ち物を隠される、盗まれる、壊される 等	421	825	113	202
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	681	1,249	152	287
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される 等	115	251	225	468
その他	640	1,142	115	253

## (4) いじめ発見のきっかけ

区 分	小学校		中学校	
	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度
学級担任が発見	547	1,068	238	518
学級担任以外の教職員が発見	121	284	111	392
養護教諭が発見	13	32	16	33
スクールカウンセラー等の相談員が発見	3	4	8	15
アンケート調査など学校の取組により発見	5,809	7,986	887	1,301
本人からの訴え	1,074	2,610	802	1,457
本人の保護者からの訴え	1,090	2,020	358	709
他の児童生徒からの情報	254	689	137	339
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	166	290	52	101
地域の住民からの情報	6	12	3	6
学校以外の関係機関からの情報	5	15	3	21
その他	4	8	2	7

## (5) 各市町のいじめ防止対策推進法への対応状況（令和4年11月10日現在）

市町いじめ防止基本方針（法第12条）		
策定済み・予定	検討中	未定・策定しない
35 (100%)	0 (0%)	0 (0%)

いじめ問題対策連絡協議会（法第14条1項）		
設置済み・予定	検討中	未定・設置しない
34 (97.1%)	1 (2.9%)	0 (0%)

教育委員会附属機関（法第14条3項）		
設置済み・予定	検討中	未定・設置しない
27 (77.1%)	8 (22.9%)	0 (0%)

首長の再調査機関（法第30条）		
設置済み・予定	検討中	未定・設置しない
23 (65.7%)	12 (34.3%)	0 (0%)

## 2 いじめ防止への取組

### (1) 県の主な取組

名 称	対 象	内 容
「いじめ防止のための基本的な方針」説明会	市町教育委員会 指導主事等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成25年12月24日実施</li> <li>・文部科学省担当者による行政説明</li> <li>・静岡県いじめ防止基本方針案についての説明</li> <li>◆平成26年7月4日実施</li> <li>・文部科学省生徒指導室長による「市町がすべきこと」について の行政説明</li> </ul>
市町教育委員会 生徒指導担当者 連絡会議	市町教育委員会 指導主事	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和4年4月27日、5月12日実施</li> <li>・義務教育課による「生徒指導上の諸課題と生徒指導関連施策について」の行政説明</li> <li>・弁護士による「いじめの重大事態等に対する学校の対応について」の講義</li> <li>・参加者による「いじめ重大事態から学ぶ」事例研修</li> <li>◆令和4年10月14日実施</li> <li>・文部科学省初等中等教育局児童生徒課による「いじめ問題の対応について」の行政説明、協議、情報交換</li> </ul>
静岡県の生徒指導 研究協議会	各校生徒指導 主任・主事	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和4年5月18日・23日実施</li> <li>・関西外国語大学教授による「機能するいじめ防止対策組織の構築に向けて～『生徒指導提要』改定に向けた方向性をふまえて～」の講義</li> </ul>
スクールカウンセ ラー等活用事 業	各小・中学校等	<p>&lt;事業内容及び目的&gt;</p> <p>不登校やいじめ等、生徒指導上の諸問題に対応するため、児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はそれに準ずる者（以下、SCという。）を全小・中学校及び義務教育学校に配置することにより、悩みや不安を抱える児童生徒及び保護者に対する相談体制の整備・充実を図る。</p> <p>&lt;成果と課題&gt;</p> <p>指定都市を除くすべての公立小中学校を支援することができる体制で、SCを配置している。中学校区ごとに同じSCを配置することにより、小学校で関わったSCと中学校でも関わるができるため、児童生徒や保護者にとって大きな安心感につながっている。</p> <p>また、SCが定期的な連絡協議会や小中合同ケース会議等に参加することで、小中連携の推進や問題の早期発見・早期対応につながっている。今後の課題としては、特に大規模校や小学校におけるニーズの高まりが顕著であるため、予算の増額に努め、各学校への配置時数を拡充する必要がある。また、SCの人材確保及び資質向上にも努める必要がある。さらに、有事に備えるため、重大事案発生時の緊急派遣体制を整備する必要がある。</p>

		<p>◆令和4年4月12日、22日実施（SC等活用事業連絡協議会）</p> <p>◆令和4年5月18日、7月6日実施（SCスキルアップ研修会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーバイザーによる「学校でのカウンセラーということ」の講義</li> <li>・県公認心理師協会が推薦する講師による「相談活動の基礎」の講義、事例演習、情報交換</li> </ul> <p>◆SCが行う校内研修の実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>&lt;令和3年度事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SC等の配置校数（中学校区ごとに配置）</li> </ul> <p>中学校 168校 小学校 311校 義務教育学校 1校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任用者 139人（SC95人、準ずる者44人）</li> </ul> <p>&lt;令和4年度事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SC等の配置校数（中学校区ごとに配置）</li> </ul> <p>中学校 165校 小学校 311校 義務教育学校 1校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任用者 142人（SC107人、準ずる者35人）</li> </ul> </div>
<p>スクールソーシャルワーカー活用事業</p>	<p>各小・中学校等</p>	<p>&lt;事業内容及び目的&gt;</p> <p>問題を抱えた児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカー的な視点（成育歴や家庭環境等の児童生徒を取り巻く環境を含めた児童生徒に対する包括的なアセスメントとプランニング）から、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。</p> <p>&lt;成果と課題&gt;</p> <p>スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）を含めたチーム支援が進み、対象児童生徒が抱える問題とその背景を教職員が共有し、問題解決に向けた支援の役割分担を明確にすることができ、組織的な対応が進められている。</p> <p>SSWの役割や業務に対する理解は広がってきているが、効果的な活用については市町により差がある。本県のビジョンを継続して周知するとともに、SSWの配置計画等、各市町の活用ビジョンをもとに、実態に応じた効果的な運用を促進する必要がある。また、人材確保と資質の向上に向けて、スキルアップ研修会やスーパーバイズ等を活用し、より充実した支援体制を整えることが必要である。</p> <p>◆4月12日・22日実施（SSW連絡協議会）</p> <p>◆5月27日、6月14日・15日、10月17日・18日、2月17日実施（SSWスキルアップ研修会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法政大学教授による「ジェネラリスト・ソーシャルワークについて」の講義、演習</li> <li>・スーパーバイザーによる講義、演習（事例検討等）</li> <li>・教職員とSSWとのケース会議演習</li> </ul>

		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;令和3年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SSWの配置（指定都市を除く全33市町に配置）</li> <li>・任用者46人（社会福祉士、精神保健福祉士等）</li> </ul> <p>&lt;令和4年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SSWの配置（指定都市を除く全33市町に配置）</li> <li>・任用者49人（社会福祉士、精神保健福祉士等）</li> </ul> </div>
「人間関係づくりプログラム」の活用推進	各小・中学校等	<p>&lt;事業内容及び目的&gt;</p> <p>いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止のため、発達段階に応じてソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンター、アサーショントレーニング、ストレスマネジメント等を組み合わせた事業。測定結果を指導に活用し、児童生徒のよりよい人間関係を築くことを目的としている。</p>
魅力ある学校づくり調査研究事業	富士市	<p>&lt;事業主体&gt;</p> <p>国立教育政策研究所</p> <p>&lt;事業内容及び目的&gt;</p> <p>近年、全国における不登校児童生徒数が増加傾向にあることから、学校の実情に応じた不登校対策の充実を図るために、教育委員会が果たすべき役割について、都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会を対象とした調査研究を実施。調査研究によって得られた内容を教育委員会指導主事用資料にまとめ、広く全国の教育委員会に周知することで、各地域における不登校対策の充実を図る。</p> <p>&lt;令和元年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立教育政策研究所の指定を受け、不登校やいじめ等の未然防止に資する調査研究事業を実施（モデル地区となる自治体は2年で交代）</li> <li>・モデル地区：菊川市（岳洋中学校区）</li> </ul> <p>&lt;令和2年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル地区：菊川市（全3中学校区へ拡大して実施）</li> <li>・12月に事業報告会を開催</li> </ul> <p>&lt;令和3年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル地区：富士市（田子浦中学校区）</li> </ul> <p>&lt;令和4年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル地区：富士市（田子浦、富士川第二中学校区）</li> <li>・2月に事業報告会を開催予定</li> </ul>

## (2) 各学校の主な取組（指定都市を含む小学校493校、中学校261校）

## ア いじめの日常的な実態把握のための取組（複数回答可）

区 分	小学校		中学校	
	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度
アンケート調査の実施	501	493	263	261
個別面談の実施	384	413	242	239
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	242	223	241	239
家庭訪問	139	150	114	120
その他	33	23	18	13

## イ 学校におけるいじめの問題に対する日常的な取組（複数回答可）

区 分	小学校		中学校	
	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	482	480	254	254
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	289	320	173	163
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	473	469	243	246
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	223	246	137	158
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	424	433	240	235
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	339	371	204	207
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	433	426	216	229
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	65	79	46	57
いじめ問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	94	104	72	82
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	288	321	189	205
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	398	425	211	214
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	500	493	263	261

### 3 分析・課題等

- ・文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の令和3年度調査では、令和2年度調査と比較し、いじめの認知件数は小学校が5,926件増、中学校では2,282件増と、小・中学校ともに大幅に増加した。
- ・これまで控えていた各種行事や部活動等の活動を徐々に再開したことにより、児童生徒同士の関わり合う場面が増加したことが、いじめ認知件数の増加の一因であると考えられる。
- ・各種研修会においていじめの認知について繰り返し丁寧に伝えたり、県独自調査の際にいじめが疑われる事例について情報共有したりしたことで、法に基づいていじめを認知する力が一層高まっていると考える。些細な行為が重大な事態に至ることのないよう、これまで以上に児童生徒に目を配り、初期の段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応するよう周知していく。
- ・いじめ発見のきっかけはアンケート調査（小：53.2%、中：26.6%）が最も多く、その他に、本人からの訴え、保護者からの訴えによるものが多い。
- ・いじめの解消率は、小学校が65.5%（前年度比-1.4P）、中学校が63.8%（前年度比-0.7P）とやや減少した。解消率の増減に捉われすぎることなく、引き続き、法によるいじめ解消の定義を十分に意識し、いじめられた側の思いに寄り添った対応を依頼する。
- ・いじめの解消に向けては、引き続き、慎重かつ丁寧に対応するとともに、見逃しや見過ごしによって解決されずに深刻化するいじめがないよう、生徒指導担当者連絡会議等を通じて、適切な対応を依頼する。





### 資料 3

## 高等学校における現状と主な取組（高校教育課）

### 1 現状

(1) 年度別いじめの状況（県内公立高等学校 95 校 61,313 人）

年 度	28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
認知件数	99	183	87	72	68	33
年度中解消	86	168	78	60	55	28
継続指導中・転学、退学等	13	15	9	12	13	5
解消率（%）	86.9	91.8	89.7	83.3	80.9	84.8

(2) いじめの態様（複数回答可）

区 分	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
冷やかし、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	138	57	55	50	22
仲間はずれ、集団による無視をされる	10	15	14	6	4
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる 等	14	8	12	9	5
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる 等	12	2	3	0	2
金品をたかられる	7	8	2	1	0
持ち物を隠される、盗まれる、壊される 等	5	2	6	2	1
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	17	7	3	6	1
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される 等	20	21	21	10	9
その他	4	3	2	1	0

(3) いじめ発見のきっかけ

区 分	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
学級担任が発見	4	4	3	1	0
学級担任以外の教職員が発見	3	2	0	3	0
養護教諭が発見	0	1	1	1	0
スクールカウンセラー等の相談員が発見	0	0	3	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見	141	38	13	31	12
本人からの訴え	16	20	34	21	12
本人の保護者からの訴え	13	14	10	5	5
他の児童生徒からの情報	3	8	7	5	4
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	1	0	1	1	0
地域の住民からの情報	0	0	0	0	0
学校以外の関係機関からの情報	1	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0

## 2 いじめ防止への取組

### (1) 県の主な取組

名 称	対 象	内 容
生徒指導地区研究協議会	生徒指導主事	県内 10 地区ごとに年 4 回程度実施する。本年度の重点課題は次のとおり。 「校則の見直しに関する各校の取組と生徒や保護者の関わり方について」
生徒指導主事研修会	生徒指導主事	令和 4 年 6 月 28 日（火） ・「高校教育課所管事項」等の説明 ・講話「LGBTs（エル・ジー・ビー・ティーズ）の児童生徒の存在を認識した学校での取組」 ・生徒指導基幹研修 報告 ・グループ協議 「LGBTs の児童生徒の存在を認識した学校での取組」
スクールネットパトロール事業	県立高等学校（全 90 校（分校等を含む。）） 県立中学校（2 校）	インターネットを通じて行われるいじめ問題等に対応するため、主に下記の業務を委託実施する。 ・インターネットサイト上等における生徒の書込みについて監視調査を行い、不適切な書込み等の削除を依頼する。 ・教員に対して研修会等を開催し、インターネットを通じて行われるいじめ問題等への理解を深め、その資質向上を図る。
スクールロイヤー活用事業	県立学校（全 90 校（分校等を含む。））及び生徒指導主事	法律の専門家（スクールロイヤー）の活用を図り、各学校におけるいじめの予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援を行う。 ・いじめ予防に関連する出前授業（10 地区×2 校） ・生徒指導地区研究協議会での指導・助言（10 地区×上限 2 回） ・いじめ等に係る学校からの法律相談 ・地区相談（東部×6 回・中部×9 回（電話相談も可）・西部×6 回） ・派遣相談（全体で 24 回） ・緊急対応による相談（随時受付、回数や弁護士の都合により対応可能）

## (2) 各学校の主な取組（県内公立高等学校 95 校・115 課程）

## ア いじめの日常的な実態把握のための取組（複数回答可）

区 分	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
アンケート調査の実施	111	113	114	115	113
個別面談の実施	84	99	97	77	75
教職員と生徒との間で日常的に行われている日記等	13	15	19	16	18
家庭訪問	16	15	15	9	11
その他	4	4	4	1	2

## イ 学校におけるいじめの問題に対する日常的な取組（複数回答可）

区 分	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員会議等を通じて、いじめの問題に関して教職員間で共通理解を図った。	73	89	94	78	80
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	25	28	25	22	20
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	28	26	32	34	36
生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した。	39	42	49	44	45
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	87	98	103	94	101
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	54	71	70	65	78
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	62	80	86	75	73
P T A や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	14	15	17	9	9
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所などの地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	14	16	8	16	10
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	61	73	75	62	67
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	52	79	72	86	54
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	47	59	71	48	115

### 3 分析・課題等

認知した学校数は12校減、発生件数は35件減と、大幅に減少した。各学校において、いじめの未然防止に組織的に取り組むとともに、定期的にアンケートや面談を実施することで、日頃から注意深く生徒を観察している。新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限による活動の減少の影響は依然として大きいと考えられる。また、協働的な学びにより、生徒相互が受容と共感に基づく他者理解を深める場面の増加や、不安定になりがちな生徒へのきめ細やかな配慮や指導など、各学校では実態に応じた指導に取り組んでいる。

いじめの解消率は84.8%となり、令和2年度の80.9%よりも増加した。生徒指導主事研修会等において、いじめ防止対策委員会を中心とした組織的対応への意識を高めていることが、いじめの早期対応による高い解消率の維持につながっていると考えられる。引き続きスクールカウンセラーやスクールロイヤー等の専門家の活用を図りながら、いじめの未然防止及び早期発見に向けた指導を行っていく。

いじめ発見のきっかけは、アンケート調査及び本人からの訴えによるものが多い。定期的な調査や学級担任への相談など、各学校での細やかな指導により、いじめを訴えやすい環境作りが進んでいると考えられる。引き続き、いじめが疑われたり生徒からの訴えがあったりした場合には、些細なトラブルであっても法に基づきいじめ防止対策委員会を開催して認知を検討することの徹底を、生徒指導地区研究協議会等で呼び掛けていく。

インターネットを通じて行われるいじめの防止においては、スマートフォンの使い方等の情報モラル指導について、各学校で携帯電話会社やNPO等の団体など、専門的な知識を持った講師を招いて質の高い講座を実施することで効果を上げている。また、スクールネットパトロールを実施し、委託業者による監視調査の結果を毎月各学校に報告してトラブルの未然防止、早期対応につなげるとともに、ネット上でのトラブルについて学校から相談できる体制としている。